

平成21年11月30日

契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査 －物品調達を中心として－の結果概要

ポイント

- 公共調達に係る契約について、各府省は、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ（平成18年2月及び19年11月）等に基づき、競争性のない随意契約を一般競争契約等に移行するなどの取組を推進中。
- しかしながら、二者以上の応札があった契約の中にも、実質的には随意契約と変わらないなど競争性が確保されていないものがあるのではないかなどの指摘。
- 本調査は、原口総務大臣の指示により、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に実施。
- 本調査の結果、①調達物品の性能仕様が適切に決定されなかったため、一のメーカーの複数の代理店等のみが^{いっ}応札し、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例、②政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続が遵守されていない例、③予定価格が適切に設定されていない例など、改善すべき実態及び問題点が明らかになり、今後取り組むべき課題が見い出された。
- 各府省においては、本調査結果を踏まえて、今後締結する契約について一層の競争性・透明性を確保する取組を徹底し、予算の効率的な使用が図られることを期待。

調査の背景等と主な指摘事項

背景事情

- 公共調達に係る契約について、各府省は、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ(平成18年2月及び19年11月)等に基づき、競争性のない随意契約を一般競争契約等に移行するなどの取組を推進中
- しかし、二者以上の応札があった契約の中にも、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札しており、実質的には随意契約と変わらないなど競争性が確保されていないものがあるのではないかなどの指摘
- 本調査は、契約の競争性確保の徹底を図る観点から、一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に実施

本緊急実態調査の視点等

- 全府省の物品調達に係る一般競争契約のうち、平成21年度上半期分(4月～9月末まで)について、汎用性のない物品に係る契約であって、落札率が90%以上、かつ、応札者数が二者以上のものを主に抽出
- これらの契約について、形式的には二者以上による競争入札となっているが、実質的には随意契約となっているものはないか、などの観点から調査
- 調査及びその取りまとめに当たっては、有識者の御意見等を得た

主な指摘事項

- 1 調達物品の性能仕様の適切化
- 2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守
- 3 予定価格の適切な設定



通知日：平成21年11月30日
通知先：全府省

調査対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等(5機関)

第2 調査結果

I 調査対象とした物品調達に係る契約

平成21年度上半期（4月から9月末まで）に一般競争入札により締結した「汎用性のない物品」調達に係る、「落札率が90%以上」、かつ、「応札者数が二者以上」の契約666件を中心に調査

(単位：件)

府省等名	平成21年度上半期の物品調達に係る契約 件数	調査対象とした契約件数（汎用性のない物品 で、落札率90%以上、かつ、応札者数が二者 以上の契約件数)
府省等 合計	2,630	666
本府省及び外局の内部部局 小計	2,029	256
内閣府本府	64	1
宮内庁	12	3
公正取引委員会	10	1
国家公安委員会（警察庁）	327	80
金融庁	20	0
消費者庁	3	1
総務省	106	7
法務省	129	36
外務省	46	3
財務省	274	7
文部科学省	30	0
厚生労働省	336	2
農林水産省	168	42
経済産業省	73	4
国土交通省	396	67
環境省	14	1
防衛省	21	1
医療更生施設等	601	410

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「医療更生施設等」とは、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び防衛医科大学校である。

Ⅱ 調査の結果判明した実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題

1 調達物品の性能仕様の適切化

【実態及び問題点】

- ① 調達物品の性能等について、一部の関係者のみで決定している、外部有識者等の意見を幅広く聴取していない、審査委員会等で検討していないなど公正かつ適切な手続を経て決定されていないため、形式的には複数の応札者による競争契約となっているが、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札しているなど、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例がある。（4府省14件）

【例】 宮内庁：超音波診断装置（3,045万円）
国家公安委員会（警察庁）：超音波検査装置ほか4件（総額14億2,679万円）
総務省（消防庁）：高度救命処置シミュレーター（12億5,629万円）
厚生労働省（国立がんセンター）：ゲノムアナライザーシステムほか5件（総額1億5,377万円）
厚生労働省（国立精神・神経センター）：脳波計一式（3,303万円）

- ② 入札説明書に、仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係書類を基に事前審査を実施し、仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加できるとしているが、事前審査の実施方法、審査基準等については具体的に示されておらず、事業者への周知も十分行われていない例がある。（1府省1件）

【例】 総務省（消防庁）：高度救命処置シミュレーター（12億5,629万円）

【今後取り組むべき課題】

- ① 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、求めている性能等が必要不可欠のものか、必要以上のものとなっていないかという観点から、外部有識者等の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討するなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべきである。
- ② 性能の事前審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等について可能な限り入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべきである。

2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

【実態及び問題点】

調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、入札公告の少なくとも30日前に仕様書の案の作成が完了した旨を官報公示することとされている。その際、意見の提出期間は少なくとも20日間を確保し、原則として入札前説明会を開催することとされている。また、調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、原則として入札期限の少なくとも50日前に官報に入札公告を行うとともに、契約締結後72日以内に落札結果を官報に公示することとされている（※）。

しかし、これらが適切に行われていない例がある。（2府省5件）

※ WTO（世界貿易機関）政府調達協定（平成7年条約第23号）及び当該協定を踏まえた我が国の自主的措置「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月アクション・プログラム実行委員会決定）による。

【仕様書の案に対する意見招請手続が遵守されていない例】

総務省（消防庁）：高度救命処置シミュレーター（12億5,629万円）、特殊災害対応自動車ほか2件（総額18億5,430万円）

【入札公告の官報公示が行われていない例】

国土交通省（気象庁）：外国雑誌「数学誌」等（1,883万円）

【今後取り組むべき課題】

供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、次のような措置を講ずべきである。

- ① 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、官報への公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。
- ② 調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、入札情報及び落札情報の官報公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。
- ③ 契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、官房会計課等が手続漏れのないよう決裁時にチェックするなど決裁体制を強化し、内部牽制機能を有効に機能させるようにすること。

3 予定価格の適切な設定

【実態及び問題点】

各府省における予定価格の設定方法をみると、市場価格、他機関で調達した同一又は類似の物品の契約金額を収集するなどにより適正な予定価格を設定しようと努めている例がある。一方、複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例がある。(7府省10件)

(参考) 予算決算及び会計令第80条第2項において「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされている。

【例】

- ① 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず、一者からしか徴取していない。(1府省1件)
- ② 特別の事情がないにもかかわらず、安易に複数者からの見積価格の平均価格を採用している。(2府省5件)
- ③ 同一物品の調達実績があるにもかかわらず、これを考慮していない。(1府省1件)
- ④ 市場価格や他の機関における取引価格を十分に調査していない。(3府省3件)
- ⑤ 大量調達による価格への影響について十分検討していない。(1府省1件)

(注) 上記の例の中には、落札率90%未満のもの6件を含む。また、重複して計上しているものが1件ある。

【今後取り組むべき課題】

予定価格を設定するときは、効率的な予算執行を推進する観点から、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、次のような措置を講ずべきである。

- ① 市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で予定価格を設定することとし、安易に過去の契約金額や一事業者の見積価格をそのまま予定価格としないこと。また、調達数量の多寡等を十分に考慮すること。
- ② 予定価格が適正なものとなっているか検証できるよう、積算方法や比較・検討結果に関する資料を作成し、予定価格調書と一緒に保存しておくこと。

4 その他の問題点等

(1) 競争参加資格の見直し

【実態及び問題点】

競争参加資格として「官庁の受注実績」を課するなど、競争性の発現を阻害するような制限を課している例がある。

(5府省 86件)

(参考) 一般競争入札等において、特定の者以外が事実上満たすことができない条件を設定するなどして競争性の発現を阻害しないよう、各府省は適切に点検し、応札条件の緩和等の措置を講ずることとされている。(「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ))

【競争参加資格として官庁の受注実績を課している例】

内閣府：給与事務システム(737万円)

金融庁：公認会計士試験問題の印刷(596万円)

厚生労働省(国立がんセンター)：在宅酸素濃縮器等(974万円)

経済産業省：白書等の印刷3件(総額1,550万円)

(注) 上記の例の中には、落札率90%未満のもの5件を含む。

【競争参加資格として「相当期間の販売実績」等不明確な基準を設定している例】

国家公安委員会(警察庁)：DNA型大量鑑定装置付属フラグメントアナライザーほか79件(総額124億125万円)

【今後取り組むべき課題】

競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべきである。

(2) 契約に係る情報の公表の徹底

【実態及び問題点】

契約締結日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、契約に係る情報を公表しなければならないとされているが、これを行っていない機関がある。（3府省7機関）

（参考）国の支出の原因となる契約を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、物品等の名称及び数量、契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地、契約を締結した日、契約の相手方の商号又は名称及び住所等を公表しなければならない。（平成18年8月25日付け財計第2017号各省各庁の長あて財務大臣通知）

【平成21年11月12日時点における公表状況】

- ◇ 平成21年11月12日時点（21年9月1日から起算して73日目）においては、21年8月末までに締結した契約に係る情報（物品等の名称及び数量、契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地、契約を締結した日、契約の相手方の商号又は名称及び住所等）を公表していなければならない。
- ◇ しかし、今回調査した39機関（本府省及び外局の内部部局34機関並びに医療更生施設等5機関）における競争入札に係る情報の公表状況をみると、次表のとおり、計3府省7機関では適切に行われていない。

府省等名	未公表の状況	備考
総務省本省	7月及び8月分が未公表（一部の局分を除く。）	11月13日に改善済み
公害等調整委員会	4月分が未公表	11月19日に改善済み
厚生労働省本省	7月及び8月分が未公表（労働保険特別会計雇用勘定分のみ）	11月12日に改善済み
環境省本省	7月及び8月分が未公表	11月17日に改善済み
国立がんセンター	中央病院では7月及び8月分が未公表 東病院では4月～8月分までのすべてが未公表	11月17日に改善済み 11月24日に改善済み
国立国際医療センター	戸山病院及び国府台病院とも、7月及び8月分が未公表	11月24日に改善済み
国立成育医療センター	7月及び8月分が未公表	11月18日に改善済み

【今後取り組むべき課題】

契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底する必要がある。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 競争契約適正化プロジェクトチーム

評価監視官：平野 真哉（内線 22473）

調査官：城代 充郎（内線 22570）

電話（直通） 03-5253-5468

（代表） 03-5253-5111

FAX 03-5253-5464

E-MAIL <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>